

業務改善助成金

最低賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援
事業のご案内

最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業

厚生労働省は経済産業省と連携し、最低賃金の引上げにより、影響を受ける中小企業に対する以下の支援を実施しています。

[1] 専門家派遣・相談等支援事業：ワン・ストップ&無料の相談・支援体制を整備（全国的支援策）

▶ [\[1\] 専門家派遣・相談等支援事業：ワン・ストップ&無料の相談・支援体制を整備（全国的支援策）](#) 📄

生産性の向上などの経営改善に取り組む中小企業の労働条件管理などのご相談などについて、中小企業庁が実施する支援事業と連携して、ワン・ストップで対応する相談窓口を開設しています。

[2] 業務改善助成金：中小企業・小規模事業者の生産性向上のための取組を支援（個別支援策）

▶ [\[2\] 業務改善助成金：中小企業・小規模事業者の生産性向上のための取組を支援（個別支援策）](#) 📄

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資などにかかった経費の一部を助成します。

🔍 政策について

🔍 分野別の政策一覧

▶ [健康・医療](#)

▶ [福祉・介護](#)

▼ 雇用・労働

▶ [雇用](#)

▶ [人材開発](#)

▶ [労働基準](#)

▶ [雇用環境・均等](#)

▶ [非正規雇用（有期・パート・派遣労働）](#)

▶ [労使関係](#)

▶ [労働政策全般](#)

令和5年度 地域別最低賃金額

都道府県名	最低賃金時間額【円】		発効年月日
兵庫	1001	(960)	令和5年10月1日
大阪	1064	(1023)	令和5年10月1日
京都	1008	(968)	令和5年10月6日

出典：厚生労働省Webサイト

事業所内最低賃金

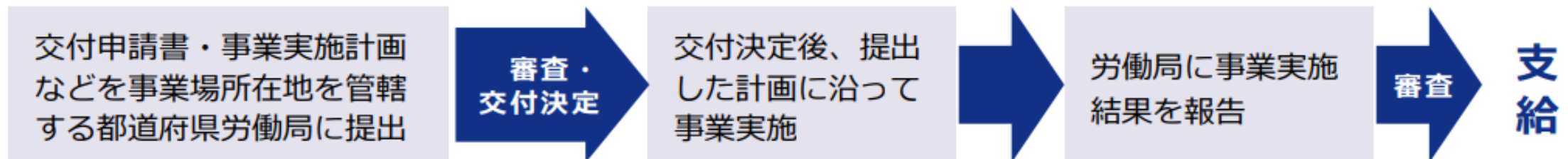
事業場内最低賃金は、事業場で最も低い時間給を指します。

業務改善助成金とは

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。



助成金支給までの流れ



中小企業・小規模事業者

(中小企業・小規模事業者とは)
以下のA又はBの要件を満たす事業者です。

	業種	A 資本金または出資額	B 常時使用する労働者
小売業	小売業、飲食店など	5000万円以下	50人以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、医療、福祉、複合サービス事業など	5000万円以下	100人以下
卸売業	卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業など	3億円以下	300人以下

出典：厚生労働省Webサイト

拡充の ポイント

今
ま
で

① 対象事業場の拡大

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別
最低賃金の差額が
30円以内の事業場

例：地域別最低賃金が920円の
地域において

事業場内最低賃金が
955円（差額35円）
の工場 **対象外**

拡充後

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別
最低賃金の差額が
50円以内の事業場

（先ほどの例）
事業場内最低賃金が
955円の工場 **対象に！**



差額が50円以内に拡大され
たので、助成金が受けられる
ようになりました

② 賃金引き上げ後の申請

必要な手続き：
事前に以下2つの計画を提出
・ **賃金引き上げ計画**
・ **事業実施計画（設備投資
等の計画）**

事業実
施計画

賃上げ
計画

を提出し、計画の
審査を受けます。

（審査の上、交付決定を受けたら）
・ 計画に基づく賃上げの実施
・ 計画に基づく設備投資等の実施

拡充後



<対象>
事業場規模50人未満のみ

**2023年4月1日から12月31日
までに賃金引き上げを実施して
いれば、賃金引き上げ計画の提
出は不要となりました**

以下の書類の提出は必要です
・ **賃金引き上げ結果**
・ **事業実施計画（設備投資等の
計画）**

事業実
施計画

賃上げ
結果

③ 助成率区分の見直し

事業場内 最低賃金額	助成率
870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
920円以上	3/4 (4/5)

（）内は生産性要件を満たした事業
場の場合

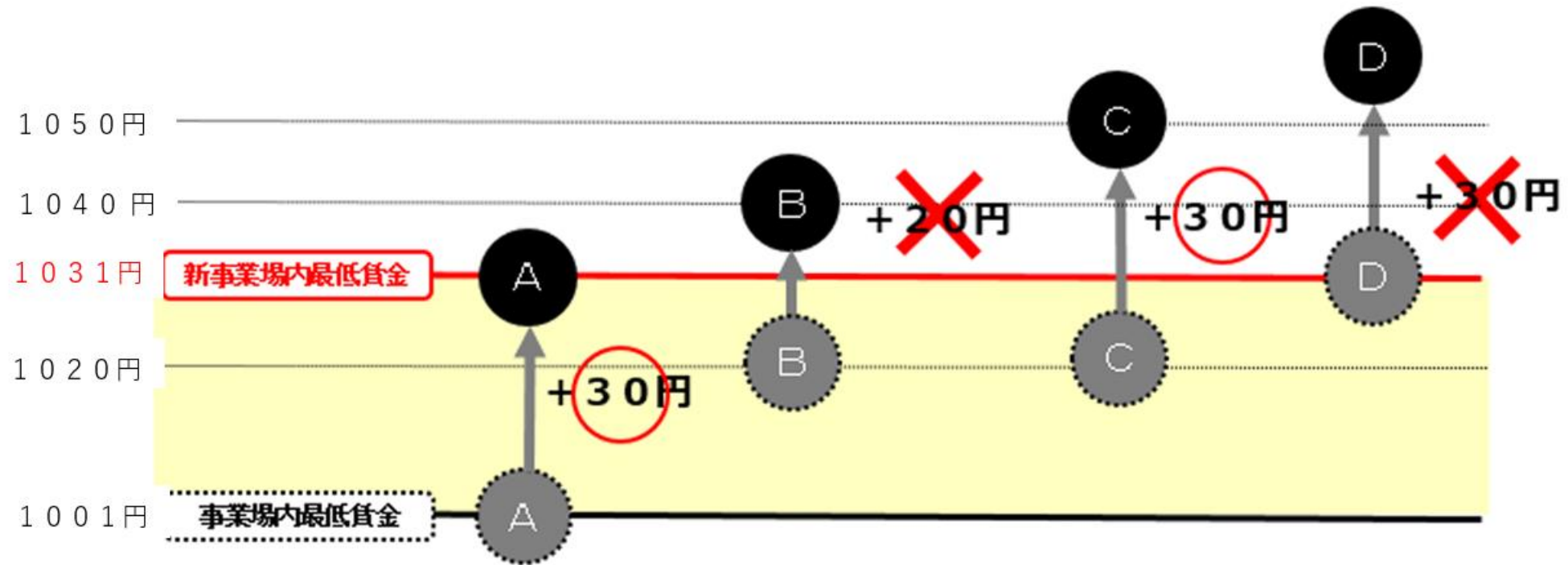
拡充後

900円 未満	9/10
900円 以上 950円 未満	4/5 (9/10)
950円 以上	3/4 (4/5)

（）内は生産性要件を満たした事業
場の場合

「引上げる労働者数」数え方のルール（兵庫県：令和5年10月1日以降）

【業務改善助成金「30円コース」】を申請する場合



出典：厚生労働省の資料を基に加筆作成

助成上限額

<助成上限額>

コース 区分	事業場内 最低賃金 の引き上 げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			事業場規模 30人以上の 事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、[<特例事業者>](#)が対象です。

出典：厚生労働省Webサイト

助成率及び特定事業者

助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5 (9/10)
950円以上	3/4 (4/5)

() 内は生産性要件を満たした事業場の場合

出典：厚生労働省Webサイト

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント*以上低下している事業者

*「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

助成対象となる経費

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、生産性向上に資する設備投資等が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、助成対象となる経費が拡充されます。（詳しくは中面へ。）

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

出典：厚生労働省Webサイト

労働者の生産性向上に資する設備投資等
参考：生産性向上のヒント集
厚生労働省Webサイト 交付要領

実施概要

顧客自身で注文してもらって即座に調理者に伝達し、注文や精算の間違いをなくしたいと考えた。そこで、助成金を活用して、セルフオーダーシステムを導入した。

注文の管理を効率化したい(代表)



さらなる工夫

顧客の好みに合わせ、提供メニューを変更して質も上げ、注文を増加させている。

実施結果

セルフオーダーシステムの導入により、スタッフが対応することなく顧客自ら注文可能となって注文・精算ミスもなくなり、注文率が1割程度上がった。

成果

注文や精算の効率化により生産性が向上し、3人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を90円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引き上げを実施した。

助成対象とならない経費

(注7) その他、上記助成対象経費のうち、以下については対象経費から除くものとする。

- ① 単なる経費削減を目的とした経費 ((例) LED電球への交換等)
- ② 不快感の軽減や快適化を図ることを目的とした職場環境の改善経費 ((例) エアコン設置、執務室の拡大、机・椅子の増設等)
- ③ 通常の事業活動に伴う経費 ((例) 事務所借料、光熱費、従業員賃金、交際費、消耗品費、通信費、汎用事務機器購入費、広告宣伝費等)
- ④ 法令等で設置が義務づけられ、当然整備すべきとされているにもかかわらず義務を怠っていた場合における、当該法令等で義務づけられたものの整備に係る経費及び事業を実施する上で必須となる資格の取得に係る経費
- ⑤ 交付決定日以前に導入又は実施した経費
- ⑥ 申請事業場の生産性向上、労働能率の増進が認められないと所轄労働局長が判断したもの
- ⑦ 経費の算出が適正でないと所轄労働局長が判断したもの
- ⑧ その他、社会通念上助成が適当でないと所轄労働局長が判断したもの

注意事項

- 申請期限 : 令和6年1月31日（郵送の場合は必着）
- 事業完了期限 : 令和6年2月28日
（事業完了期限内に、すべての取組を完了すること）
- 「賃金を引き上げる労働者数」の対象労働者は、3ヵ月以上雇用されていること
- 解雇要件：交付申請**前**3ヵ月以内や、賃金引き上げ**後**6ヵ月以内に解雇があると、助成金の支給対象外になります

専門家派遣・相談等支援事業

ワンストップ相談窓口のご案内

- ・「働き方改革推進支援センター」兵庫
電話番号：0120-79-1149
- ・業務改善助成金コールセンター
電話番号：0120-366-440